

## 住民により身近な司法の実現を目指す宣言

当連合会は、2007年の第60回定期大会（宮崎大会）において、弁護士へのアクセス障害を解消し「住民に身近な司法」を実現できるよう努力することを宣言し（以下「宮崎宣言」という）、2012年の第65回定期大会（長崎大会）において、地域の実情に即して、「弁護士アクセス」の改善に取り組む決意であることを宣言した（以下「長崎宣言」という）。

その後のデジタル技術の進歩は、スマートフォンやタブレット端末等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という）を利用したオンライン法律相談（Z o o m、T e a m s、L I N Eビデオ電話等、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による法律相談をいう。以下、同じ。）を可能とし、これらを自ら利用できる住民にとっては、これらによって弁護士へのアクセス障害が一定程度緩和されていると考えられる。

もっとも、スマートフォン等を利用できる住民とそれらを全く使用していない、あるいは利用に不慣れな住民との間には、後者はデジタル技術を利用したアクセス障害の緩和を受けることができていないという意味で新たな格差が生じている。後者のような住民らの法律相談の需要については、従前から弁護士会が実施している法律相談センターでの対面相談、電話相談のほか、自治体や社会福祉協議会等（以下「自治体等」という）の外部団体で実施されている法律相談が受け皿となっている。

また、現在でも多くの法律相談が対面でなされており、オンライン相談が対面相談全ての代替となっているわけではない。依然として弁護士の数が極端に少ない、いわゆる弁護士過疎地域の問題も存在し、特に相談場所へ赴くこと自体が困難な住民への対応は、引き続き当連合会の重要な課題である。

このような問題意識に基づき、当連合会は、宮崎宣言及び長崎宣言の趣旨をさらに発展させ、すべての住民が司法サービスを利用しやすい環境を整備するため、以下の取り組みを推進することを宣言する。

- 一 自治体等との対話と協同を一層深め、地域の実情に応じた弁護士へのアクセス支援の方策を検討・実施する。
- 一 従来の対面相談や電話相談の体制を維持するとともに、オンライン法律相談のニーズがあれば、自治体等の協力を得て、デジタル機器に不慣れな住民も利用できるような支援体制の構築に努める。
- 一 これらの多様な相談方法について、自治体等と連携し、広報誌やウェブサイト、S N S等の多様な媒体を効果的に活用することで、情報が届きにく

い方々を含むすべての住民への情報提供を推進する。

当連合会は、各弁護士会とともに、上記方針のもと、社会環境の変化に的確に対応し、住民により身近な司法を実現できるよう努力していく所存である。

2025年（令和7年）10月24日

九州弁護士会連合会

## 提 案 理 由

### (1) 宮崎宣言及び長崎宣言

「国民のための司法」を実現するためには、あらゆる住民が、いつでも、どこでも適切な司法サービスを受けられることが必要である。しかし、司法による救済を受けるべき問題を抱えていながら、弁護士に相談をできないまま、事態を悪化させてしまうケースが少なからず存在している。

弁護士へのアクセス障害がこのような事態を招く1つの要因であるという認識の下、当連合会は、2007年第60回定期大会において、弁護士過疎地の弁護士への経済的支援策を講じることのほか、弁護士会独自の広報活動や外部団体と連携した活動により弁護士に関する適切かつ十分な情報提供をすること等を通じて弁護士へのアクセス障害を解消し、住民に身近な司法を目指す宣言（宮崎宣言）をした。さらに、2012年第65回定期大会においては、弁護士にアクセスできていない市民・中小企業の視点に立ち、弁護士アクセス改善の具体的方策の検討、検証を進め、地域の実情に即して、弁護士アクセスの改善に取り組む決意であることを宣言（長崎宣言）した。

その後、当連合会及び各弁護士会は、継続的に、九州・沖縄地区内の弁護士過疎地域へ赴任する弁護士の養成に取り組んでいるほか、各弁護士会が弁護士へのアクセス障害の解消に向けた独自の対策に取り組んできた。

### (2) アクセス障害の複層的な意味

ところで、弁護士への「アクセス障害」という用語は複数の意味を含んでおり、ここでは、①地理的・物理的アクセス障害（弁護士が近くにいない）、②情報的・心理的アクセス障害（敷居が高い）、③経済的・制度的アクセス障害（費用が高い）という3つの意味を複層的に含むものとして考える。

前述の弁護士過疎地の弁護士への経済的支援策を講じること、弁護士過疎地域へ赴任する弁護士の養成に取り組むこと及び無料電話相談を定期的に実施することなどは、主に上記①の解消に向けた取り組みであり、弁護士会独自の広報活動や外部団体と連携した活動により弁護士に関する適切かつ十分な情報提供をすることは、上記②及び上記③の解消に向けた取り組みであると整理できる。

### (3) オンライン法律相談の普及

さて、昨今のデジタル技術の進歩は目覚ましく、インターネット環境の充実・発展やスマートフォン等の普及状況は住民の生活を大きく変化させていく。住民はスマートフォン等を使用することにより、法律事務所のホームページや弁護士紹介サイト等を通じて弁護士へアクセスすることが以前より格段に容易になってきている。また、スマートフォン等を使用してオンライン

法律相談を活用できる住民にとっては、わざわざ法律事務所に赴かなくても弁護士に相談することも可能になっている。これらの社会環境の変化により、上記(2)①地理的・物理的アクセス障害が一定程度緩和されるだけではなく、同②情報的・心理的アクセス障害についても一定程度緩和されるのではないかと期待できる。各弁護士会の法律相談センターにおいては面談相談が基本的な形態であるが、鹿児島、沖縄、熊本の各弁護士会ではLINEビデオ通話を利用した法律相談会を、佐賀県弁護士会ではZoom法律相談会を実施するなど、オンライン相談の可能性を模索している。その他、法律相談センターにおける法律相談とは性格及び目的を異にするが、大分県弁護士会及び福岡県弁護士会では子どもを対象としたLINEを利用した文字での法律相談を実施している。

#### (4) 「弁護士過疎地域」の将来

もっとも、スマートフォン等を全く使用していない、あるいは、使用していても電話機能など限られた機能しか使っていない住民など、弁護士へのアクセス障害という観点ではデジタル技術による恩恵を受けていない住民も一定数存在している。そもそもオンライン相談ではなく、弁護士との対面相談を望む住民も多く存在している。そのような住民らの法律相談の需要については、従前から弁護士会が実施している法律相談センターでの対面相談、電話相談のほか自治体等の外部団体で実施されている法律相談が受け皿になっている。それらの自治体等に対しては、弁護士会が法律相談に弁護士を派遣する活動を行っている。

しかし、特に弁護士過疎地域では、高齢化が進行しているだけではなく、交通も不便な場合が少なくなく、将来的には、さらに過疎化が進み、法律相談場所に赴くことも難しい住民が増えることが予想される。このような状況を踏まえれば、従来の取り組みに加え、対面・非対面を問わず、多様な選択肢を組み合わせた新たな方策が求められているといえる。

#### (5) 弁護士会に求められる対応

このような地域においても、住民が適切な司法サービスを受けられるようになるためには、弁護士会としても、法律相談センターの運営や自治体等が実施する法律相談に弁護士を派遣するだけの活動では十分ではない。もう一步踏み込んだ活動が必要である。もちろん、必要とされる方策は地域によって異なり、自治体等によって対応できる範囲は異なると思われる。実際、オンライン法律相談や法律相談のオンラインでの申し込み受付を実施していない自治体等もあれば、既にオンライン法律相談を実施し、弁護士も法律事務所からこれを担当できる体制を整えている自治体等もある。弁護士会としては、今後の社会環境の変化に対応していくために、これまで以上に自治体等

と緊密な情報交換を行い、丁寧な対話と誠実な協議を通じて、住民の需要をいかにして把握するか、把握した需要にどのように対応していくか等、それぞれの自治体に応じて新たな方策を模索していくべきである。

そして、その方策は、従来の対面相談や電話相談の体制をさらに拡充・強化することに加え、デジタル技術の活用も有効な手段となり得る。自治体等と弁護士会が連携し、サポート体制を構築することで、デジタル技術に不慣れな住民に対し、その恩恵を届けることは可能になる。例えば、自治体等の庁舎や公民館等をオンライン法律相談の拠点とし、職員がその利用を補助する体制を整えることや、SNS等を通じた広報をご家族や支援者の方々に届けるといった協働による新たな選択肢が考えられる。これらはあくまで方策の一例であり、各地域の実情に応じて、対面、電話、オンラインといった多様な手法を組み合わせ、最も効果的な支援の形を模索していくことが重要である。

#### (6) まとめ

社会環境は日々変化するものであり、われわれ弁護士もそれらの変化に応じた対応を検討し続ける必要がある。当連合会は、各弁護士会とともに、上記のような活動を通じ、住民により身近な司法を実現する努力を継続しなければならない。

以上